

防府市心身障害者福祉タクシー助成事業実施要綱

昭和 56 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、心身障害者が利用するタクシー（以下「福祉タクシー」という。）料金の一部を助成することにより日常生活の利便と社会活動の範囲を拡大し、もってその福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 この事業の助成対象者は、本市内に住所を有する心身障害者及び本市内の入所施設に入所している心身障害者（ただし、本市以外の市町村において福祉タクシー料金の助成を受けている者を除く。）で次の各号の一に該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 身体障害者 1～3 級までの身体障害者手帳所持者
- (2) 知的障害者 療育手帳 A の所持者
- (3) 精神障害者 精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者

2 前項の対象となる者が、本市が発行する「高齢者等外出支援助成券」の交付を受けた場合は、当該交付を受けた年度は、当該福祉タクシーの助成対象者となることができない。ただし、年度の途中で新たに福祉タクシーの助成対象者となることにより、高齢者等外出支援助成対象者証及び未使用の助成券を返還した者は、この限りではない。

(助成内容)

第 3 条 対象者に対する助成は、タクシー乗車 1 回毎の運賃に対して実施するものとし、対象者には交付月に応じ、別表 1 の枚数の防府市福祉タクシー利用券（以下「タクシー券」という。）を交付するものとする。

ただし人工透析通院患者であって、対象者又は同一生計者等が、対象者の障害を理由に、自動車税（種別割）又は軽自動車税（種別割）の減免を受けておらず、かつ医療機関による送迎を受けずに、

タクシーを利用して人工透析通院をしている場合は、年度途中であってもタクシー券を追加で交付することができる。その場合は、前段の規定により当該年度で最初に交付したタクシー券の枚数と同枚数のタクシー券を1冊とし、1週間の人工透析通院回数に応じて、別表2の冊数を当該年度の上限に交付する。

- 2 助成額はタクシー券1枚につき500円とし、対象者が旅客自動車運送事業者（以下「タクシー会社」という。）に支払うべき料金（他の制度による割引等がある場合は、割引等の後の支払うべき料金をいう。以下「支払うべき料金」という。）が1回につき1,000円未満の場合は1枚、1,000円以上の場合には2枚まで利用できるものとする。
- 3 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護給付に伴う自己負担額並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成18年法律第123号）に定める介護給付費の支給に伴う自己負担額については、前項の助成の対象としない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、対象者がタクシー会社に支払うべき料金が1回につき500円未満となるときは、当該支払うべき料金を対象者に対する助成額とする。

（タクシー券の交付申請と同意）

第4条 対象者は、タクシー券の交付を受けようとするときは、第2条に規定する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳等」という。）を提示し市長に申請書（様式第1号）を提出しなければならない。ただし、前条第1項ただし書き以降に規定するタクシー券の追加交付を受けようとするときは、申請書に通院証明書を添付して、提出しなければならない。

- 2 対象者は、タクシー券の申請の際に、次の各号のすべてに同意し、タクシー券の交付を受けなければならない。
 - （1）乗務員が障害者手帳等の内容を確認することに同意すること。
 - （2）対象者本人が使用し、タクシー券を事前に冊子から切り離さずに使用すること。

- (3) 譲渡及び売買並びに複製をしないこと。
- (4) 第三者や家族のみで使用しないこと。
- (5) タクシー券利用時に乗務員に障害者手帳等とタクシー券冊子ごと渡すこと。
- (6) 死亡、転出、障害程度が非該当等、要綱に定める対象者でなくなった場合はタクシー券を市に返還すること。
- (7) 不正利用をした場合は、タクシー券及び不正利用金額を市に返還すること。
- (8) 代理人がタクシー券の交付を受けた場合は、上記1号から7号を対象者に説明すること。

(タクシー券の交付)

第5条 市長は、前条の規定による申請と同意があった場合に、交付が適当であると認めるときは、障害者手帳等の余白と交付するタクシー券との間で割印し、対象者に即日タクシー券を交付することができる。

(利用及び助成方法)

第6条 前条の規定によりタクシー券の交付を受けた対象者(以下「受給者」という。)が利用できる福祉タクシーは、市と防府市心身障害者福祉タクシー事業契約書による契約(以下「タクシー契約」という。)を締結したタクシー会社が運行するものに限る。

- 2 受給者は、福祉タクシーを利用する場合には、乗車料金を支払う際に当該タクシーの乗務員に障害者手帳等を提示するとともにタクシー券を切り離さずに冊子ごと手渡さなければならない。この場合において、乗務員が、障害者手帳等の写真、氏名、生年月日等の内容とタクシー券所持者欄により受給者であることが確認できた場合にのみ、受給者はタクシー券を利用することができる。
- 3 乗務員は、前項の場合において障害者手帳等の提示がなかったときは、受給者に対し、障害者手帳等の提示を求めなければならず、障害者手帳等の提示がない場合は、タクシー券の利用を拒否しなければならない。

- 4 乗務員は、提示された障害者手帳等とタクシー券所持者欄の内容を確認し、タクシー券利用者が受給者であることを確認しなければならない。
- 5 乗務員は、第4項の場合において、タクシー券利用者が受給者でない場合は、タクシー券の利用を拒否しなければならない。
- 6 乗務員は、第4項の場合において、タクシー券利用者が受給者であることを確認できた場合は、タクシー券を冊子から切り離し、受領したタクシー券裏面の所定の欄に、タクシー券利用年月日、タクシー会社名、車両番号、乗務員名、乗車場所、降車場所を記入しなければならない。
- 7 第3条第4項の場合においては、乗務員は、受領したタクシー券に記載されている500円の表示を抹消し、それに代わるべき助成額を朱記しなければならない。
- 8 タクシー券にかかるタクシー会社への支払は、タクシー契約に基づき行うこととし、タクシー会社は防府市心身障害者福祉タクシー請求書（様式第2号）にて市長に請求することとする。

（タクシー券の再交付）

第7条 紛失や毀損等によりタクシー券の再交付を受けようとする受給者は、タクシー券を市に返還のうえ、防府市福祉タクシー券再交付申請書（様式第3号）を提出し、タクシー券の再交付を受けなければならない。

- 2 紛失によりタクシー券を市に返還せずに再交付を受けようとする場合において、再交付後に発見した場合は、当該タクシー券をすみやかに市に返還するものとする。

（タクシー券の返還等）

第8条 受給者が死亡、転出及び障害程度が非該当等の場合には交付を受けたタクシー券の効力は失われ（以下、「失効」という。）、残余のタクシー券を市に返還しなければならない。

- 2 市長は、偽りその他の不正な手段によりタクシー券の交付を受けた者があるとき、又はタクシー券を不正に使用した者があるときは、

利用券及び不正利用額の返還を命じ、又は以後の交付を停止することができる。

(その他)

第9条 社会情勢の変化その他の理由により、助成額の改正等の必要を生じた場合には、防府市及び事業の参加者双方で協議するものとする。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和65年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和66年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和67年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

交付月	交付枚数
4 月	50 枚/冊
5 月	
6 月	
7 月	38 枚/冊
8 月	34 枚/冊
9 月	30 枚/冊
10 月	26 枚/冊
11 月	22 枚/冊
12 月	18 枚/冊
1 月	14 枚/冊
2 月	10 枚/冊
3 月	6 枚/冊

別表 2

1 週間の 人工透析通院回数	タクシー券 (冊)
1 回	2 冊
2 回	4 冊
3 回	6 冊

様式第1号（第4条関係）

表面

様式第1号（第4条関係）

No.●●●●●●



防府市長様

防府市福祉タクシー利用券申請書兼同意書

発行年月日	年 月 日
障害区分	身1・身2・身3・療育A・精1
手帳番号	山口県 第 号
住所	防府市
氏名	
生年月日	年 月 日生
交付冊数	冊目

※ 裏面を必ず確認し、同意してください。

切取線

裏面

防府市長様

防府市福祉タクシー利用券同意書

本タクシー利用券について

- (1) 障害者本人のみが使用し、切り離して使用しません。
- (2) 譲渡・売買・複製をしません。
- (3) 第三者や家族のみでの使用はしません。
- (4) 利用時に運転手に障害者手帳とこの利用券冊子ごと渡します。
- (5) 運転手が障害者手帳の内容を確認することに同意します。
- (6) 死亡、転出等の場合はタクシー利用券を返還します。
- (7) 不正利用をした場合は、タクシー利用券及び不正利用金額を返還します。
- (8) 代理人が本タクシー利用券を受け取った場合は、
代理人は本人に上記(1)～(7)を説明します。

私は、上記に同意し、防府市福祉タクシー利用券の交付を受けます。

受取人住所・続柄

受取人氏名

様式第2号（第6条関係）

防府市心身障害者福祉タクシー請求書

金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

内訳 防府市心身障害者福祉タクシー利用 (年 月分)
(@ 500 円 × 枚)

上記のとおり請求します。

年 月 日

防府市長 様

住所

氏名

担当者氏名

連絡先

【口座振込先】

振 金 融 機 関	込 先 名	銀行・信用金庫・労働金庫・
		農協・漁協・信用組合
支店・店・支所・出張所		
口座番号・種別		
口 座 名 義 カ タ カ ナ で 記 入 願 い ま す		1 :普通 2 :当座

防府市福祉タクシー利用券再交付申請書

防府市長 様

年 月 日

※太枠内に記入してください。

氏名		生年月日	
防府市福祉タクシー利用券番号	第 号	障害者手帳番号	
再交付を受けようとする理由	1 紛失した。 (いつ頃 : どこで :) 2 き損した。 (いつ頃 : どこで :)		
※市処理欄 (再発行後番号)		※市処理欄 (再交付日)	

(再発行の同意事項) ※必ず読んで確認してください。

- (1) 新しい防府市福祉タクシー利用券の交付を受けた後に、紛失又はき損した防府市福祉タクシー券が見つかった場合は、使用せずに必ず市障害福祉課（1号館1階⑤番窓口）に返還します。
- (2) 新しい防府市福祉タクシー利用券の交付を受けた後に、紛失又はき損した防府市福祉タクシー利用券を使用した場合は、市に利用金額又は利用金額相当のタクシー券を返還します。
- (3) 代理人が再交付の手続きをする場合、代理人は本人に必ず上記(1)及び(2)を説明します。

私は、上記に同意し、防府市福祉タクシー利用券の再交付を受けたいので、防府市心身障害者福祉タクシー助成事業実施要綱第7条の規定により申請します。

本人 住 所

氏 名

(電話 — —)

代理人氏名 住 所

(※代理人が再交付の手続きを行う場合のみ記入) 氏 名

続 柄

(電話 — —)